

福山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月2日

福山市長 枝 廣 直 幹

規則第62号

福山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福山市建築基準法施行細則（昭和53年規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(完了検査申請書等に添える書類)</p> <p>第14条の2 省令第4条第1項第6号又は第4条の8第1項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p><u>(1) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上であるもの、延べ面積が500平方メートルを超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が1.5メートルを超えるものにあつては、鉄骨工事監理状況報告書</u></p> <p><u>(2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上であるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては、コンクリート工事監理状況報告書及び鉄筋工事監理状況報告書</u></p>	<p>(完了検査申請書等に添える書類)</p> <p>第14条の2 省令第4条第1項第6号又は第4条の8第1項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p><u>(1) 鉄骨工事施工状況報告書（鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル以上の建築物の工事に限る。）</u></p> <p><u>(2) コンクリート工事施工結果報告書（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル以上の建築物の工事に限る。）</u></p>

(3) 地業工事（構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事をいう。）の施工がある建築物にあつては、地業工事監理状況報告書

(4) 敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物にあつては、土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する建築物にあつては、当該書類を添えることを要しない。

ア 居室を有しない建築物

イ 法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為をしようとする建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定

(新設)

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する建築物以外の建築物の工事にあつては、土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書

ア 敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含まない建築物

イ 居室を有しない建築物

ウ 法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物

エ 国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物

(新設)

<p><u>める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イの基準に適合しているもの</u>にあつては、<u>省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）</u></p>	
<p><u>(6) 前号に規定する建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの基準に適合しているもの</u>にあつては、<u>省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法）</u></p>	(新設)
<p><u>(7) (略)</u></p>	(4) (略)
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物にあつては、これらの規定による書類を添えることを要しない。</u></p>	(新設)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認（以下「確認」という。）の申請書を提出した建築物の計画（施行日前に確認の申請書を提出した建築物の計画の変更に係るものを除く。）に係る法第7条第1項又は第7条の3第1項の規定による申請（以下「申請」という。）から適用し、施行日前に確認の申請書を提出した建築物の計画（施行日前に確認の申請書を提出した建築物の計画の変更に係るものを含む。）に係る申請については、なお従前の例による。